

(令和7年度) 貝塚市クビアカツヤカミキリ防除用品の配布に関する実施要領

貝塚市では、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる樹木の被害拡大を防止し、生態系への被害を軽減するため、対象者に対し、予算の範囲内においてサクラ、モモ、ウメ等のバラ科の被害樹木等への防除用品を無償で配布します。

果樹園等、農業への被害の防止を目的とする場合は対象となりません。

1. 配布対象者

次の各号のいずれかに該当する方であって、被害樹木等を所有し、又は管理する方とする。

- (1) 市内に居住する者又は市内に事業所を有する事業主
- (2) 市内の町会、自治会その他地区の居住世帯の複数で構成する団体
- (3) その他市長が必要と認める者

2. 配布する防除用品

- ・防除ネット
- ・登録薬剤

※被害樹木等10本を上限とする。

※防除ネットは、幹周の1.5倍の長さとする。(高さは一律1.8m)

※登録薬剤については、被害樹木5本につき1本、最大2本までとする。

4. 申請期間等

令和7年8月1日～令和8年2月13日(土、日、祝を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後4時

(提出先)

〒597-8585

貝塚市畠中一丁目17番1号 貝塚市役所庁舎第2別館2階

貝塚市 市民生活部 廃棄物対策課

5. 申請に必要な書類

- ① 貝塚市クビアカツヤカミキリ防除用品配布申請書(様式第1号)
- ② 被害樹木等の写真
- ③ 申請者が個人の場合は、申請者の個人番号カード、運転免許証その他の申請者本人であることを示す書類
- ④ 防除用品の使用場所が借地の場合は、所有者の同意書
- ⑤ 代理人による申請の場合は、委任状及び代理人の個人番号カード、運転免許証その他の代理人本人であることを示す書類
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

※職員が現地を確認に行く場合があります。

6. 実績報告

防除用品の配布を受けた方は、配布されてから1カ月以内又は令和8年3月13日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- ①貝塚市クビアカツヤカミキリ防除用品配布実績報告書（様式第4号）
- ②防除用品を使用した後の被害樹木等の写真
- ③その他市長が必要と認める書類

7. 経過報告

防除用品の配布を受けた方は、配布を受けた年度の翌年度から2年度分の被害樹木等の状況について、毎年10月1日から同日末日までに、次の書類を提出してください。

- ①貝塚市クビアカツヤカミキリ防除用品配布経過報告書（様式第5号）
- ②防除用品を使用した後の被害樹木等の写真
- ③その他市長が必要と認める書類

8. 禁止行為

- ①本事業の目的以外で防除用品を使用すること。
- ②配布を受けた防除用品を第三者に転貸し、又は譲渡すること。
- ③その他市長が防除用品の使用において不相当と認める行為をすること。

【お問合せ先】

貝塚市 市民生活部 廃棄物対策課

〒597-8585 貝塚市畠中一丁目17番1号 貝塚市役所第2別館2階

TEL：072-433-7009（直通）

FAX：072-433-7039

E-MAIL：haikibutsutaisaku@city.kaizuka.lg.jp